特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	始良市 後期高齢者医療の給付等に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、後期高齢者医療の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

姶良市長

公表日

令和5年7月14日

I 関連情報

	+ Ta-1147 2 = 76				
1. 特定個人情報ファイル					
①事務の名称	後期高齢者医療の給付等に関する事務				
	姶良市では、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報の提供				
②事務の概要	1 住氏基本白帳情報及び住所地特例対象者情報の提供 雇児島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に被保険者資格管理に必要な住民基 本台帳情報及び住所地特例対象者情報を提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2 所得・課税情報の提供 保険料賦課決定および一部負担金判定に必要な所得・課税情報を広域連合に提供する。 3 特別徴収情報の管理 広域連合より送付される特別徴収効象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収を国保 連合会に通知する。また特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 4 賦課情報の管理及び通知 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し納入 通知書・特別徴収通知書にて保険料額を通知する。 5 保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を 送付し保険料を還付する。 収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納 入する。 6 口座の管理 普通徴収の被保険者のうち、口座振り込みを申請した方の口座情報を管理する。 7 被保険者証等の発行・回収及び葬祭費等の各種申請書の受付 後期高齢者医療保険の資格・喪失に伴う被保険者証の発行や回収を行う。また葬祭費や高額療養費等の各種申請書の受付を行い、受理した申請書等は広域連合へ送付する。 8 高額医療・高額介護合算療養費等に関する情報管理 システムにより高額療養費等の申請や支給状況等の情報管理を行う。さらに、高額介護合算療養費については、広域連合、介護保険係、障害者福祉係と連携をとり、支給日や支給額等、給付に関する情報管理を行う。				
③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と構成市町村に設置される窓口端 末で構成される。 2. Acrocity後期高齢者保険料管理システム(平成27年12月までは、MC-WELL後期高齢者医療) 3. 課税支援システム 4. 滞納整理システム 5. 中間サーバー 6. MICJET番号連携システム				
2. 特定個人情報ファイル					
資格·給付·賦課·収納·送付约	E・U 坐情報ナータ 				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の59項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第46条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の82項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条の2の2				
	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の80項、83項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 保健福祉部保険年金課

②所属長の役職名 保険年金課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

保健福祉部保険年金課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地

電話:0995-66-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

保健福祉部保険年金課 連絡先 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地

電話:0995-66-3111

II しきい値判断項目

評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 布機関に [・]		重点項目記	評価書又は全1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	「ムを通し	た入手を除	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	ている	

変更簡所

変更問	PJT				1
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長 松林 洋一	保険年金課長 竹下 弘子	事後	平成29年4月1日付け人事異 動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1項、80項、 82項、83項	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1項、80項、83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条第1号、第43条	事後	法令上の根拠の追加
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 竹下 弘子	保険年金課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1項、80 項、83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条第1号、第43条	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1項、80 項、83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、43条	事後	法令上の根拠の追加
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1項、80項。83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、43条	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の1項、 80項、83項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務を定める命令 第1条、43条	事前	令和3年9月1日施行の番号 利用法改正に伴う号ズレ
令和4年3月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の82項 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の1項、80項、83項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、43条	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の82項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条の2の2 (特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の80項、83項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条	事後	法令上の根拠の修正・追記
令和4年3月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数	令和4年2月28日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月16日	II しきい値判断項目 3.取扱者数	令和4年2月28日時点	令和4年4月1日時点	事後	
]